

盗撮は犯罪です。～被害にあったとき、見つけたとき～

現在、スマートフォンやタブレット端末等の写真や動画撮影機能は、メモ代わりに手軽に様々な事を記録したり、素敵な写真や動画を作成したりと生活の中で欠かせないものとなっています。

一方で、写真や動画撮影機能を使った盗撮の被害や何気なく撮影した写真や動画が大きなトラブルになるような事例も発生しています。

盗撮とは？

一般的に、盗撮とは、「**撮影される人の了解を得ずに、姿などを撮影する行為**」を指します。

特に、「性的姿態撮影等処罰法」では、人の裸や性的な部分、下着姿などを密かに撮影することが禁止されています。

また、いわゆる「児童ポルノ禁止法」では、18歳未満の児童の性的な部分を撮影する行為は**児童ポルノの「製造罪」という犯罪**に当たります。

その他、一般には、無断で誰かの顔や姿を撮影したり、撮影した写真を相手の同意なく公開したりする行為は「肖像権の侵害」となり、場合によって、損害賠償の対象や犯罪に当たることがあります。

更衣室に見慣れないカメラが…

Aさんは、部活動の大会で市内の体育館を訪れました。そこで、更衣室内のロッカーの上に小型のカメラが録画状態で置かれているのを発見しました。

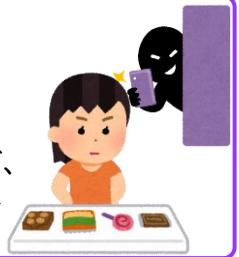
すぐに不審なカメラがあることを大会本部に報告すると、すぐに警察がやってきて、盗撮事件として捜査が始まりました。



店内で気付かないうちに…

Bさんがお店で商品を選んでいると、背後から男性が近づいてきました。Bさんは商品を選ぶのに集中して気付いていませんでした。

男性は、Bさんの背後からスカートの中をスマートフォンで撮影しようとしたのですが、近くにいた店員が、男性の行為に気付き、取り押さえてくれたため、盗撮の被害を未然に防ぐことができました。



こんなことにも気を付けて！

たとえ自分が撮影していないとしても、性的な部分などが撮影された画像や動画を、盗撮されたものと知りながらSNSなどにアップすることも「犯罪」にあたります。

自分自身が無意識のうちに加害者にならないようにするためにも、もし**盗撮されたと思われる画像や動画を見つけたら、すぐに周りの大人に相談しましょう。**

また、毎日顔を合わせる友人でも、勝手に相手を撮影したり、撮影した画像や動画を相手の同意なくSNSなどにアップロードすることには注意をしてください。

誰かを被写体とする場合は、撮影と公開の可否について、本人の同意を得ること、同意を得られない場合は、撮影をしないよう注意をしましょう。



○盗撮が疑われるカメラや人物などを見つけた。盗撮の被害にあった。そんな時は、警察や先生、保護者へ連絡を!!

・駅や商業施設、登下校中などの学校外で被害に遭った場合は、すぐに警察に通報してください。

警察への連絡が難しい場合は、近くの駅員や警備員、店員など近くの大人に声をかけてください。

・**不審な物を見つけた場合、絶対に触らず、すぐに周りの大人や警察等に連絡をしてください。**

○盗撮被害についての主な相談先 ※匿名での相談も可能です。

- ・警察安全相談室 #9110 058-272-9110
- ・性犯罪被害者相談電話 #8103 0120-72-8103 または 058-273-6503
- ・ヤングテレホンコーナー 0120-783-800
- ・スーター相談110番 0120-794-310



過去の啓発資料については、URL、二次元コードからご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/393698.html>

岐阜県教育委員会 学校安全課／岐阜県子ども・女性部 私学振興課

Zeal Communications inc. All Rights Reserved.

